



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成28年4月22日

川崎市環境影響評価に関する条例の規定に基づき J F E 扇島火力発電所更新計画に係る環境影響評価準備書についての意見の概要等及び法対象条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「環境影響評価準備書についての意見の概要等及び法対象条例見解書」とは、環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する法対象事業者の見解を示したものです。

法対象事業の基本的事項	法対象事業者	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 J F E スチール株式会社 代表取締役社長 柿木 厚司
	法対象事業の名称	J F E 扇島火力発電所更新計画
	法対象事業の種類	既設汽力を廃止し、ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電）を新設
	法対象事業を実施する区域	川崎市川崎区扇島1番地1 J F E スチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）の敷地内 対象事業実施区域：約690,000㎡
	法対象事業の目的	扇島火力発電所1号機の老朽化対策としての新1号機への更新
	法対象事業の内容	扇島火力発電所新1号機 原動力の種類：ガスタービン及び汽力、出力：19万kW
	法対象事業の施行期間	着手予定：平成28年10月 完了予定：平成31年8月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成28年4月22日（金）から平成28年5月23日（月）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 時間：川崎市：午前8時30分から午後5時まで 神奈川県川崎県民センター：午前8時30分から午後5時15分まで（水曜日は午前8時30分から午後6時30分まで） 上記期間中、本市ホームページに当該意見の概要等及び見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 神奈川県川崎県民センター（幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館2階）
	法対象条例公聴会の開催について	・法対象条例準備書（緑、テレビ受信障害、地域交通、安全）関係住民から法対象条例公聴会において意見を述べたい旨の申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。 開催する場合は、 <u>平成28年6月11日（土）</u> の予定です。 ・申出書の提出期限：平成28年5月23日（月）まで（郵送の場合は5月23日消印有効）です。 ・申出書の用紙：川崎区役所、大師支所、田島支所及び環境局環境評価室に用意しています。
	申出書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
今後の手続きの流れ	公聴会開催の申出がある場合	<p>市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。</p> <p>環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。</p> <p>上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。</p> <p>審査書を基に、準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。</p>
	<p>① 公聴会の開催</p> <p>② 川崎市環境影響評価審議会での審議</p> <p>③ 市長意見・審査書の公告</p> <p>④ 評価書の公告</p>	